

情報提供

令和4年3月28日

関係者各位

南国市都市整備課長

都市計画法の一部改正に関する情報提供（その2）

日ごろは、本市の開発許可行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、都市計画法の一部改正については、「令和3年9月30日付 3南都第230号 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による都市計画法の一部改正に関する安全なまちづくりのための開発許可制度の見直しについて（通知）」や「令和4年1月31日付 都市計画法の一部改正に関する情報提供」を送付しておりますが、「災害リスクの高いエリアにおける例外的な取扱い」についてお知らせいたしますので、所属する会員の皆様に周知をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス対策のため、説明会の開催は見送ることといたしましたのでご了承ください。

また、ご不明な点がございましたら下記までご連絡をお願いいたします。

以上

問い合わせ先

南国市 都市整備課開発係

〒783 - 8501 高知県南国市大桶甲 2301 番地

TEL : 088-880-6582

FAX : 088-863-1167

都市計画法の改正に伴う開発許可制度の見直し(令和4年4月1日施行)
における「市街化調整区域」に関する事項

(国の制度改正の主旨) 市街化調整区域において特例的に開発等を認める区域である条例区域に、開発不適地である災害危険区域が含まれている実態があることや、近年の災害において市街化調整区域での浸水被害や土砂災害が多く発生していることを踏まえ、災害リスクの高いエリアを含まないことを法令上明確化した。



(市街化調整区域における許可申請への影響)

- ・浸水想定区域(河川洪水)の想定浸水深が3mを超える区域
- ・土砂災害警戒区域(土砂イエロー)

については、原則として都市計画法の許可ができなくなります。

(災害レッドゾーンの取り扱いについては「令和3年9月30日付 3南都第230号」を参照下さい)

ただし、南国市において、法改正による規制の対象となる立地基準は、都市計画法第34条第1号から第14号のうち、次の「5つの基準」です。

第11号 ・条例で指定する地域内で行う開発行為(50戸連たん)

第12号 ・大規模指定集落の自己用住宅 ・集落拠点周辺エリアの住宅
・大規模指定集落の自己の業務用建築物 ・集落拠点周辺エリアの業務用建築物

そのため、

- ・「分家住宅」・「線引き前からの宅地」
 - ・「沿道サービス(ドライブインレストランや、休憩所のあるコンビニなど)」
 - ・新基準「空き家などの利活用(A氏の家をB氏の家に変更)」
 - ・新基準「インターチェンジ周辺や、高知大学医学部周辺の許可基準」
- などの基準については、法改正による規制の対象外となります(※)。

※ただし、法改正の趣旨を踏まえ、申請者に対しては災害リスクの高いエリアであることの情報提供や、防災対策の喚起を行う。

※開発審査会案件においては、法改正の趣旨を踏まえ、災害リスクの高いエリアであることも踏まえて検討する予定である。

災害リスクの高いエリア（政令第29条の9各号に掲げる土地の区域）における都市計画法（以下、「法」という。）の許可（以下、「開発許可等」という。）に関する例外的な取扱いについて

1 趣旨

令和4年4月以降、開発許可等を行う土地が、災害リスクの高いエリアであっても、一定の条件を満たす場合に限り、例外的に以下の①、②の区域を法第34条第11号の条例で指定する土地の区域及び同条第12号の条例で定める土地の区域に含むことも可能とします。（例外的な取扱いについて、当該文書に記載のない内容については、令和3年4月1日付 国土交通省都市局長発出 国都計第176号「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による都市計画法の一部改正に関する安全なまちづくりのための開発許可制度の見直しについて（技術的助言）」に基づいて検討を行います。）

○この取扱いを適用する許可要件

- ・ 条例で指定する地域内で行う開発行為（法第34条第11号）
- ・ 大規模指定集落の自己用住宅（条例第13条第6号、細則第18条第6号）
- ・ 大規模指定集落の自己の業務用建築物（条例第13条第7号、細則第18条第7号）
- ・ 集落拠点周辺エリアの住宅（条例第13条第9号、細則第18条第9号）
- ・ 集落拠点周辺エリアの業務用建築物（条例第13条第10号、細則第18条第10号）

①政令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地の区域

- ・ その指定が解除されることが決定している区域又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる区域

②浸水想定区域の想定浸水深が3mを超える区域のうち、次のいずれかに掲げる土地の区域

- ・ 洪水等が発生した場合に水防法第15条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能な土地の区域

⇒浸水ナビを活用して、『**発災後**』避難計画書を作成し申請書に添付してください。申請内容を確認したうえ、国の技術的助言に基づいて許可の可否を判断します。

- ・ 開発許可等に際し法第41条第1項の制限又は第79条の条件として安全上及び避難上の対策の実施を求めることとする旨を、法第34条第11号、第12号又は令第36条第1項第3号の条例や審査基準等において明らかにした土地の区域

⇒浸水ナビを活用して、床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けるなど、対策が確認できる図面を作成し申請書に添付してください。申請内容を確認したうえ、国の技術的助言に基づいて許可の可否を判断します。

浸水想定区域(河川洪水)の想定浸水深が3mを超える区域の確認方法

○浸水ナビにより判断します。

- ➡申請者が浸水ナビを使用し、申請予定地における想定浸水深が何mになるか確認できる書類を提出して頂き判断します。
- ・3mを超えない場合：制限がかからない
- ・3mを超える場合：制限がかかる

○国分川については、浸水ナビに反映されていないため、都市整備課開発係まで個別に相談をお願いします。

浸水ナビの使い方

(※は、洪水等が発生した場合の避難計画を検討する際に必要な最速の浸水到達時間の確認方法)

- ① <https://suiboumap.gsi.go.jp/>(地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ))へアクセスする。
- ② 下へスクロールし、「地点別浸水シミュレーション検索システムを見る」をクリックする。
- ③ 画面左下の規模指定の「想定最大規模」だけにチェックが入っていることを確認する。
- ④ 画面左上の「地点から」のタブをクリックする。
- ⑤ 画面左を下にスクロールし、【オプション指定】の規模指定は「洪水浸水想定区域(想定最大規模)」にチェックがあること、追加情報は、「浸水深が最大の破堤点を表示」にチェックがあることを確認する。
※ 追加情報の「浸水到達が最速の破堤点を表示」にチェックを入れる。
- ⑥ 画面の文言に従い、地図上で相談したい地点を検索(例：住所で検索、該当地の場所を拡大して検索(地点はダブルクリックで決定)等)。画面に✖の印がつくので、そこが地点となる。申請予定地の地図上で場所とその緯度、経度が確認できる画面を印刷する。
注意：表示可能な一番大きい縮尺の地図で、できるだけ正確な地点をとること。
- ⑦ 地図上の河川沿いに複数の丸印が表示されるが、赤丸が浸水深が最大の破堤点を示している。最大の浸水深を確認する場合は、赤丸をクリックする。画面左の破堤点リストの該当箇所にチェックが入るので、その破堤点が確認できる画面を印刷する。
※ 緑丸は浸水到達が最速の破堤点です。最速の浸水開始時間を確認する場合は、緑丸をクリックする。
- ⑧ アニメーション経過時間のウィンドウが開くので再生。別ウィンドウが開き最大浸水深が確認できるので、それが確認できる画面を印刷する。
注意：別ウィンドウに表示された最大浸水深は、赤いピンの点の最大浸水深を示しているの
で、✖印上に赤いピンがあることを必ず確認すること。
- ⑨ 「⑥、⑦、⑧」の画面を印刷した書類により、「相談したい地点に✖印のある地図」、「相談したい地点の緯度と経度」、「想定される破堤点」、「最大浸水深」が確認できる書類を作成してください。
※ 緑丸をクリックし、アニメーション経過時間のウィンドウが開いたら、画面左の「浸水域シミュレーショングラフ表示」をクリックし、別ウィンドウが開き浸水開始時間が確認できる。

避難計画書

年 月 日

南国市長 様

申請者 住所
氏名

洪水等が発生した場合、避難場所への確実な避難が可能となるよう、下記避難計画のとおり行動します。

記

地点別浸水シミュレーション検索システム（通称、浸水ナビ <https://suiboumap.gsi.go.jp/>）を使用し、氾濫が生じた場合に想定される浸水到達時間等をシミュレーションし、避難計画を作成しました。

【申請地】

（緯度： 、経度： ）

【想定される破堤地点】

- ・浸水深が最大の破堤点：〇〇川〇k〇〇〇〇右岸破堤
- ・浸水到達が最速の破堤点：〇〇川〇k〇〇〇〇右岸破堤

【避難計画】（※浸水ナビのマップ等で避難場所を示した図面を添付。浸水が到達していない範囲で避難場所や経路を計画すること）

- ・申請地での最大浸水深は、〇m を想定
- ・申請地での最速の浸水開始時間は、〇時間を想定。
- ・避難場所：（例…〇〇小学校、〇〇公民館等）

※ 避難場所は、南国市洪水ハザードマップに示された指定避難所とする。

- ・避難方法：自動車、徒歩、その他（ ）
- ・避難経路：別添地図のとおり
- ・避難開始時間：破堤後、〇時間〇分以内に避難開始
- ・避難場所までの移動時間：〇分

【添付資料】（※浸水ナビを使用し画面の印刷等で作成してください。）

- ・申請地の地図上での場所とその緯度、経度が確認できる資料
- ・申請地における浸水深が最大となる破堤点の場所が確認できる資料
- ・申請地における最大浸水深が確認できる資料
- ・申請地において浸水到達が最速となる破堤点の確認できる資料
- ・申請地において最速の浸水開始時間が確認できる資料
- ・浸水が到達していない範囲で避難場所、避難経路が計画されていることが確認できる資料

【その他】

- ・令和〇年〇月〇日に緊急時に確認が可能なメールアドレスを南国市防災メールに登録しました。
- ・シミュレーションの対象とした河川が氾濫する前に、内水氾濫やシミュレーション対象外の支川などからの氾濫が始まる場合があることに注意するとともに、南国市洪水ハザードマップにあるMyタイムラインに基づき、気象情報・避難情報などをこまめにチェックした上、避難上の大前提として発災に先んじて、自主的に安全を確保するための避難を開始します。
- ・また、災害時における警戒レベル5「緊急安全確保(すでに安全な避難ができず命が危険な状況であることを知らせるもの)」は必ず発令される情報ではないことに留意します。

「南国市防災メール」とは？

大雨や台風等が予想される場合に、状況に応じた注意喚起やとるべき行動などを電子メール（文字）でお知らせし、みなさまの命を守る行動を後押しするサービス（登録無料）です。

「緊急速報メール（エリアメール）」との違いは？

緊急速報メールは「緊急地震速報」や「津波警報」、また「避難指示」など緊急を要する情報をお知らせするものです。ただし、配信できる項目や文字数に制限があり必要最小限の情報配信となります。「南国市防災メール」はその制限がないため、より詳細な情報を配信することが可能です。

具体的にどのような情報が配信されるの？

例えば、

- ・物部川の水位は、現在4.20メートルです。
- ・はん濫危険水位の4.55メートルまで、あと0.35メートル！
- ・はん濫危険水位を超えると堤防決壊のリスクが高まります！
- ・避難が可能な場合は、今すぐ避難しましょう！
- ・避難が困難な状況であれば、自宅の2階以上や近所の高い建物に避難させてもらうなど、命を守る行動を今すぐとってください！
- ・物部川が氾濫・決壊した場合、影響を受ける地区は〇〇地区、〇〇地区、…です。

など現在の状況、避難行動の内容や必要な地区などを具体的にお知らせします。

また防災情報が防災行政無線で放送された場合に、放送があったことをお知らせする機能もあります。（※一部端末では対応していない場合があります）

登録するにはどうしたらよいの？

次ページの「南国市防災メール登録方法」にしたがってご登録ください。ぜひ登録をお願いします！

「南国市防災メール」の
配信を始めます！



南国市防災メール登録方法

① 登録の空メール送信

～携帯電話（スマートフォン）の場合～
右記のQRコードを読み込み、空メールを送信



～PCまたは、QRコードが読み込めない携帯の場合～
下記のメールアドレスに、空メールを送信

bousai.nankoku-city@raiden2.ktaiwork.jp

② 仮登録完了メール受信・登録サイトにアクセス

「メールサービス本登録のご案内」というメールが届きます。メール末尾に記載されているURLを選択したら、登録サイトに移動します。

注意：メールが届かない場合は、nankokucity@raiden2.ktaiwork.jp から受け取ることができるよう「迷惑メールフィルター」の設定変更をしてください。

③ 本登録

登録画面が表示されます。
「次へ」を押し、登録内容の確認後に登録ボタンを押して、完了メールが届いたら・・・



登録終了!

■問い合わせ／危機管理課 ☎880-6575

令和3年度高知県

「南海トラフ地震に備えよう!」

標語コンクール受賞作品紹介

子どもたちの防災に対する意識の向上を図ることを目的として、「南海トラフ地震への備え」についての啓発ポスター・標語コンクールが開催されました。

子どもたちに負けないよう、防災を学びましょう。

「標語部門」小学校高学年の部

最優秀賞

知ってるかい

伝言ダイヤル

1771

大篠小学校6年 高倉壮裕さん

優秀賞

いれようよ

命を守る

防さいアプリ

大篠小学校4年 藤田来誠さん

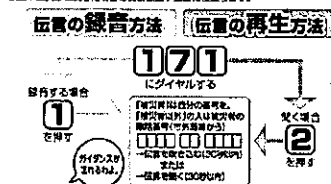
高知県防災アプリ



高知
防災



1771 伝言ダイヤル



土砂災害警戒区域(土砂イエロー)の確認方法

○高知県の土砂災害危険度情報により判断します。

- ➡申請者が高知県の土砂災害危険度情報を参照し、申請予定地における土砂災害警戒区域が確認できる書類を提出して頂き判断します。

土砂災害危険度情報の使い方

- ① <https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/Index.aspx> (高知県の土砂災害危険度情報)へアクセスする。
- ② サイト内の、「2 どころが危険なのかを知る」の「土砂災害警戒区域等マップを見る」をクリックする。
- ③ 「利用上の注意点」の内容を確認し、一番下の「確認しました」をクリックする。
- ④ 別ウィンドウが開く。画面左を下にスクロールし、「砂防関連指定地」にチェックを入れる。
- ⑤ 「▲閉じる」をクリックし、「土砂災害計画域等」の [全区域]、[指定済]、[砂防関係指定地] のすべてにチェックが入っていること確認する。
- ⑥ 地図上で申請予定地を検索する (例: 住所で検索、該当地の場所を拡大して検索等)
- ⑦ 申請予定地に土砂災害警戒区域が含まれていない場合は、それが確認できる画面を印刷して提出してください。
- ⑧ 申請予定地の一部に土砂災害警戒区域が含まれている場合や、申請予定地が区域の堺にある場合は、土砂災害警戒区域が確認できる図面を作成するために、土砂災害警戒区域の範囲がわかる座標データを取得する。まず、該当する土砂災害警戒区域内をクリックし、画面左に情報を表示させる。
- ⑨ 画面左の「●情報表示」の情報にある「土砂災害警戒区域」をクリックする。
注意: 情報の項目に土砂災害警戒区域が複数ある場合は、座標情報「表示」の項目が確認できる土砂災害警戒区域をクリックすること。
- ⑩ 申請予定地、申請予定地に含まれている土砂災害警戒区域の情報と地図上での場所が確認できる画面を印刷し、提出してください。
- ⑪ 一番下の項目の座標情報の右の「表示」をクリックする。
- ⑫ 別ウィンドウが開き、土砂災害警戒区域の座標データが表示されるので、それが確認できる画面を印刷して提出してください。
- ⑬ 座標データを使用し、申請予定地の土地利用計画図や求積図等に土砂災害警戒区域の範囲を示して図面を作成してください。